

# 意匠法特論

大阪工業大学大学院 知的財産研究科

教授 大塚 理彦

講義：平成 28 年 9 月 17 日～平成 29 年 1 月 21 日

第一版：平成 26 年 9 月 4 日

第二版：平成 27 年 9 月 12 日

第三版：平成 28 年 7 月 13 日

## はしがき

知的財産研究科 1 年次における「意匠法特論」の講義(第 1 回)を念頭において作成した。

平成 26 年 9 月 4 日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 第二版はしがき

1-2-1. 近時の裁判例を更新し、1-2-4. 製品開発と知的財産を追加した。また、第 9 回～第 15 回において採り上げる裁判例について、検討すべき論点を追加した。

平成 27 年 9 月 12 日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 第三版はしがき

すべての裁判例について検討すべき論点の見直しを行うとともに、履修の便宜のため裁判例ごとに「授業メモ」ページを設けた。

平成 28 年 7 月 13 日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 目次

はしがき .....	i
第二版はしがき .....	i
第三版はしがき .....	i
目次 .....	ii
1. 意匠制度 .....	1
1-1. デザインを保護する法律 .....	1
1-2. 意匠権と特許権 .....	3
1-2-1. 近時の裁判例 .....	3
1-2-2. 特許による画面デザインの保護 .....	5
1-2-3. 特許による形態の保護 .....	7
1-2-4. 製品開発と知的財産 .....	10
9. 類否判断(1) .....	23
9-1. 衣装ケース事件(東京高判平 7・4・13 判時 1536・103) .....	23
9-2. 自走式クレーン事件(東京高判平 10・6・18 知財集 30・2・342) .....	25
10. 類否判断(2) .....	27
10-1. 薬品保管庫事件(大阪高決昭 56・9・28 無体集 13・2・630) .....	27
10-2. 化粧用パフ事件 (大阪地判平 17・12・15 判時 1936・155) .....	29
11. 類否判断(3) .....	31
11-1. スニーカー事件(知財高判平 20・5・28 平 19(行ケ)10402) .....	31
11-2. コンパクト事件(知財高判平 17・4・13 平 17(行ケ)10227 百選 53) .....	33
12. 意匠の範囲・意匠の利用 .....	35
12-1. 車輪用ナット事件(東京地判昭 52・2・16 判夕 360・261) .....	35
12-2. 豆乳ろ過装置事件(名古屋高判昭 60・4・24 無体集 17・1・183) .....	37
13. 先使用权・独占的通常実施権 .....	39
13-1. 汗取バンド事件(東京地判平 3・3・11 判例工業所有権法 6558) .....	39
13-2. ヘアブラシ事件(大阪高判昭 61・6・20 無体集 18・2・210) .....	41
14. 意匠権の侵害 .....	43
14-1. たまごっち事件(東京地判平 10・2・25 判夕 973・238) .....	43
14-2. クッキングテーブル事件(大阪地判平 9・12・25 判決速報 273・13) .....	45
15. 間接侵害・損害賠償 .....	47
15-1. 足場板用枠事件(東京地判平 9・12・12 判時 1641・115) .....	47
15-2. ヘア・カーラー用クリップ事件(東京高判平 6・7・19 知財集 26・2・520) .....	49

# 1. 意匠制度

## 1-1. デザインを保護する法律

デザインを正面から保護する法律はいうまでもなく意匠法である。組物の意匠・動的意匠・部分意匠のように客体の性質に適した保護の制度や関連意匠・秘密意匠のようにデザインの開発に特化した保護の制度が用意されている。しかしながら、知的財産法に分類される法律も、そのほとんどは何らかの形でデザインを保護している。保護対象は各法によって異なるが、意匠法の保護対象と重複する部分が見られる。

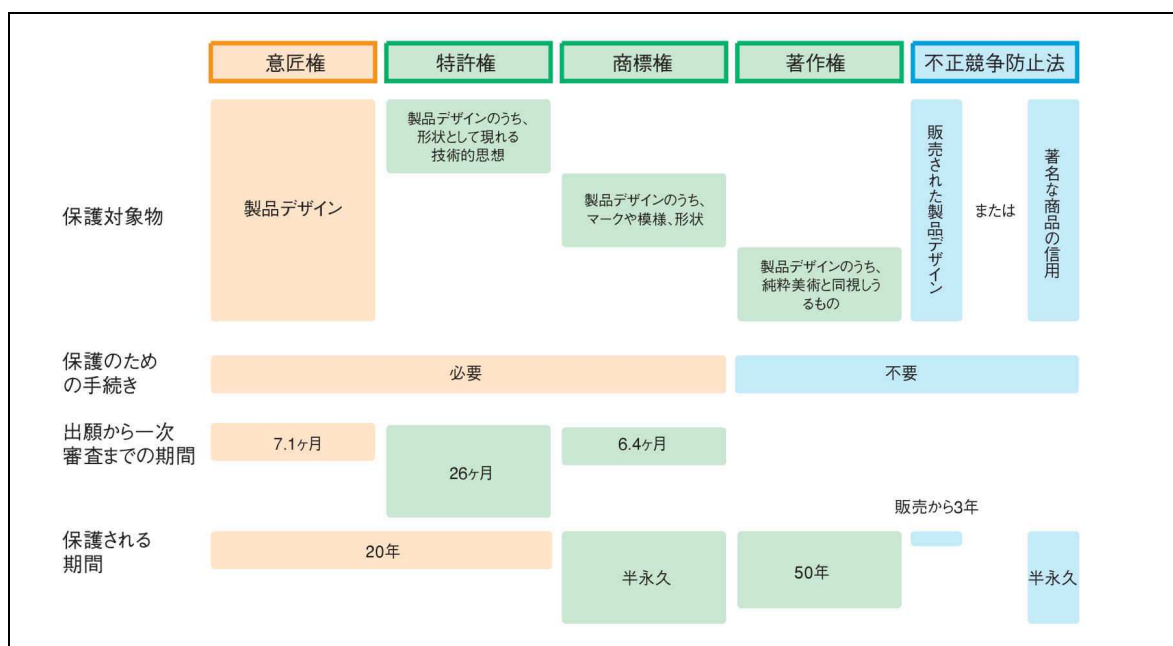


図 1 意匠権とその他の法律の特徴の整理<sup>1</sup>

存続期間の比較について図 2 に示した。意匠権の存続期間の終期は登録から 20 年であるが、特許権のそれは特許出願から 20 年である。意匠登録出願の審査に要する期間は特許出願のそれよりも短い、意匠登録出願と特許出願を同時に行った場合、意匠権の存続期間は特許権のそれを包含することになる。これによって、意匠権によるデザインの早期保護が可能になり、加えて特許権の登録後はデザインとして表出する技術的思想の保護が可能となる。意匠権と特許権の知財権ミックス<sup>2</sup>が採り上げられる所以である。

<sup>1</sup> 特許庁「ものづくり中小企業のための意匠権活用マニュアル」(2008 年)22 頁。特許権について、「出願から一次審査までの期間」は「審査請求から一次審査までの期間」の誤りではないと思われる。  
[http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/pdf/mono\\_manual/mono\\_ikkatu.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/pdf/mono_manual/mono_ikkatu.pdf)

<sup>2</sup> 参考資料として、折井章=大塚啓生=岡崎博之=土井健二=岩城全紀「事例から考察する意匠制度活用についてー特許と意匠の併用の観点からー」パテント Vol.66 No.11 (2013 年) 6 頁。財団法人知的財産研究所「企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究報告書」(平成 23 年 2 月)。  
[https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shin/chousa/pdf/zaisanken/2010\\_13.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shin/chousa/pdf/zaisanken/2010_13.pdf)

次に、商標法によるデザインの保護であるが、文字・図形・記号等と結合した立体的形状あるいは人形・立像等の商標登録出願であれば格別<sup>3</sup>、立体的形状のみの商標登録出願については、商標法3条2項の適用を受けて登録される事例がほとんどである<sup>4</sup>。従って、商標法による保護を享受するためには、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至る時間が必要となろう。しかしながら、商標権が一旦登録されれば、10年ごとに更新登録の申請をすることによって半永久的に権利を維持することができる。

次に、著作権法によるデザインの保護であるが、団体名義の著作物の保護期間の終期は公表後50年である。従って、意匠権や特許権よりもはるかに長期間の保護が与えられるが、純粹美術と同視できる程度に美術鑑賞の対象とされると認められるものに限られる<sup>5</sup>。

最後に、不正競争防止法による保護である。まず、不正競争防止法2条1項3号は他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為を不正競争とする。但し、日本国内において最初に販売された日から起算して三年に限られる。次に、不正競争防止法2条1項1号、2号は周知又は著名な他人の商品等表示を使用等する行為を不正競争とする<sup>6</sup>。

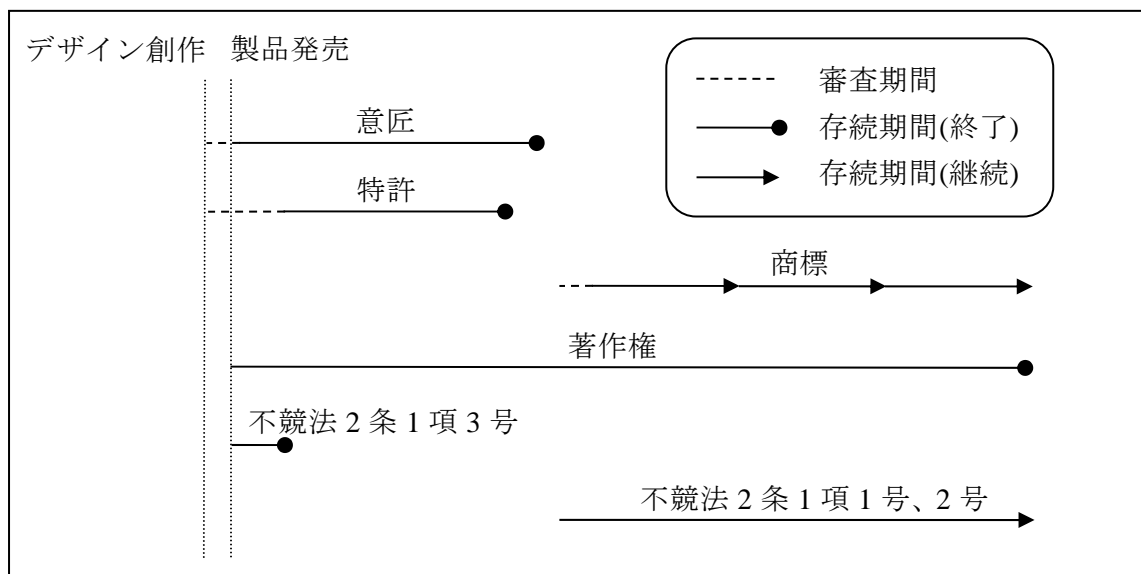


図2 存続期間の比較

<sup>3</sup> 株式会社不二家のペコちゃん人形(商標登録第4157614号)、学校法人早稲田大学の大隈重信像(商標登録第4164983号)等。

<sup>4</sup> 株式会社ヤクルト本社の乳酸菌飲料容器(商標登録第5384525号)、ザ・コカーコーラ・カンパニーのコーラ瓶(商標登録第5225619号)等。

<sup>5</sup> 肯定例として神戸地姫路支判昭和54年7月9日無体集11巻2号371頁〔仏壇彫刻事件〕、東京地判昭和56年4月20日判時1007号91頁〔アメリカTシャツ事件〕等。否定例として仙台高判平成14年7月9日判時1813号145頁〔ファービー人形事件〕、東京地判平成22年11月18日平成21年(ワ)第1193号〔いす事件〕等。

<sup>6</sup> 不正競争防止法2条1項1号、2号において商品の形態が商品等表示たりうることにつき東京地判平成18年7月26日判時判タ1241号306頁〔腕時計事件〕。但し、著名性の立証は困難を伴う。東京地判平成18年9月28日判時1954号137頁〔耳かき事件〕、大阪地判平成19年4月26日判時2006号118頁〔連結ピン事件〕、大阪地判平成20年10月14日判時2048号91頁〔マスカラ事件〕等。

## 1-2. 意匠権と特許権

### 1-2-1. 近時の裁判例

意匠権侵害と特許権侵害を同時に争った裁判例は多数存在する。特許権の客体は技術的思想の創作であるから、デザインが異なってもその技術的思想が具現化されている限り保護が及ぶ。従って、デザインの異なる製品を一つの特許権で保護することが可能な場合がある。これに対して、意匠権は特定の物品について登録されたデザインとそれに類似するデザインしか保護しない。従って、異なるデザインの製品を保護するためには別途意匠権の登録を受ける必要がある。一方で、同一又は類似するデザインの製品であってもそこに具現化される技術的思想が相違すれば特許権による保護は及ばない。意匠権侵害と特許権侵害を同時に争う場合には、被疑侵害品が登録意匠と同一又は類似するデザインを実施しているとともに特許発明の技術的思想が具現化されている必要がある。近時の裁判例を以下に例示する。

なお、意匠権と特許権の知財権ミックスにおいても、意匠権については本意匠と関連意匠、全体意匠と部分意匠を組み合わせること、特許権については基本特許と周辺特許を組み合わせることがより有効であることはいうまでもない。

- ①知財高判平成 25 年 2 月 1 日判時 2179 号 36 頁 [紙おむつ処理容器事件]  
意匠権侵害：× 特許権侵害：○
- ②知財高判平成 24 年 6 月 27 日平成 24 年(ネ)第 10011 号 [開蓋防止機能付き密閉容器事件]  
意匠権侵害：× 特許権侵害：×
- ③知財高判平成 23 年 3 月 28 日平成 22 年(ネ)第 10014 号 [マンホール蓋事件]  
意匠権侵害：× 特許権侵害：○
- ④知財高判平成 22 年 12 月 13 日平成 21 年(ネ)第 10063 号 [ゴルフボール事件]  
意匠権侵害：× 特許権侵害：×
- ⑤知財高判平成 22 年 7 月 20 日平成 19 年(ネ)第 10032 号 [溶融金属供給用容器事件]  
意匠権侵害：○ 特許権侵害：○
- ⑥大阪高判平成 22 年 5 月 21 日平成 21 年(ネ)第 2465 号 [鉄筋用スペーサー事件]  
意匠権侵害：× 特許権侵害：×
- ⑦知財高判平成 21 年 5 月 25 日平成 20 年(ネ)第 10088 号 [顕微鏡事件]  
意匠権侵害：○ 特許権侵害：○
- ⑧知財高判平成 21 年 1 月 28 日平成 20 年(ネ)第 10054 号 [廃材用切断装置事件]  
意匠権侵害：× 特許権侵害：○
- ⑨大阪地判平成 20 年 1 月 22 日平成 19 年(ワ)第 2366 号 [マンホール蓋受枠事件]  
意匠権侵害：○ 特許権侵害：○
- ⑩大阪地判平成 19 年 10 月 1 日平成 18 年(ワ)第 4494 号 [防災瓦事件]  
意匠権侵害：× 特許権侵害：×
- ⑪知財高判平成 19 年 9 月 12 日平成 18 年(ネ)第 10069 号 [自動錠の本体側金具事件]  
意匠権侵害：× 特許権侵害：×
- ⑫大阪地判平成 19 年 4 月 19 日判時 1983 号 126 頁 [ゴーグル事件]  
意匠権侵害：× 特許権侵害：○

1-2-2. 特許による画面デザインの保護

JP 2009-225237 A 2009.10.1

(19) 日本国特許庁(JP) (12) 公開特許公報(A) (11) 特許出願公開番号  
**特開2009-225237**  
 (P2009-225237A)  
 (43) 公開日 平成21年10月1日(2009.10.1)

(51) Int. Cl. F 1 テーマコード (参考)  
**H04N 5/225 (2006.01)** H04N 5/225 F 5C122  
**H04N 101/00 (2006.01)** H04N 101:00

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 17 頁)

(21) 出願番号	特願2008-69052 (P2008-69052)	(71) 出願人	000005821 パナソニック株式会社
(22) 出願日	平成20年3月18日 (2008. 3. 18)		大阪府門真市大字門真1006番地
		(74) 代理人	100097445 弁理士 岩橋 文雄
		(74) 代理人	100109667 弁理士 内藤 浩樹
		(74) 代理人	100109151 弁理士 永野 大介
		(72) 発明者	上田 裕貴 大阪府門真市大字門真1006番地 松下 電器産業株式会社内
		(72) 発明者	櫻井 郁弘 大阪府門真市大字門真1006番地 松下 電器産業株式会社内

最終頁に続く

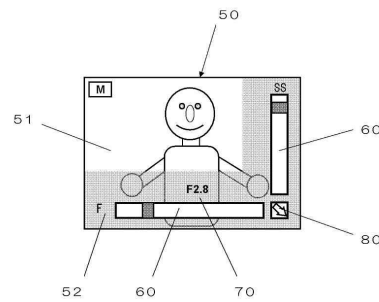
(54) 【発明の名称】 撮像装置

(57) 【要約】

【課題】 タッチパネルを備える撮像装置に関して、タッチパネルに対するタッチ操作によってパラメータの設定を可能にする場合、使用者の利便性を向上する。

【解決手段】 光学系11と、CCDイメージセンサー12と、液晶モニタ20と、タッチパネル40と、撮像された画像データが示す画像50と、その画像に重畳して表示されるスライドバー画像60とを液晶モニタ20に表示させるように制御するコントローラ17と、を備える。そして、表示手段に表示される画像50は、前記撮像された画像データが示す色合いの画像を表示する第1領域51と、前記撮像された画像データが示す色合いとは異なる画像を表示する第2領域52と、に分けられて液晶モニタ20に表示される。また、スライドバー画像60は、デジタルカメラ1を制御するためのパラメータをタッチ操作により設定するために利用される画像であり、第2領域52内に表示される。

【選択図】 図4





JP 2012-129963 A 2012.7.5

(19) 日本国特許庁(JP) (12) 公開特許公報(A) (11) 特許出願公開番号  
**特開2012-129963**  
**(P2012-129963A)**  
 (43) 公開日 平成24年7月5日(2012.7.5)

(51) Int. Cl. F 1 テーマコード (参考)  
**H04N 5/225 (2006.01)** H04N 5/225 F 5C122  
**G06F 3/048 (2006.01)** G06F 3/048 654B 5E501  
 H04N 5/225 A

審査請求 未請求 請求項の数 9 O L (全 37 頁)

(21) 出願番号 特願2010-294532 (P2010-294532) (71) 出願人 00005821  
 (22) 出願日 平成22年12月29日 (2010.12.29) パナソニック株式会社  
 (31) 優先権主張番号 特願2010-262155 (P2010-262155) 大阪府門真市大字門真1006番地  
 (32) 優先日 平成22年11月25日 (2010.11.25) (74) 代理人 11000202  
 (33) 優先権主張国 日本国(JP) 新樹グローバル・アイビー特許業務法人  
 (72) 発明者 安部 光生  
 大阪府門真市大字門真1006番地 パナ  
 ソニック株式会社内  
 (72) 発明者 香山 正憲  
 大阪府門真市大字門真1006番地 パナ  
 ソニック株式会社内  
 (72) 発明者 吉崎 亜弥  
 大阪府門真市大字門真1006番地 パナ  
 ソニック株式会社内

特許法第30条第1項適用申請有り (1) ホームベ  
 ージアドレス <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn101118-1/jn101118-1.html> 掲載日:平成22年1  
 1月18日

最終頁に続く

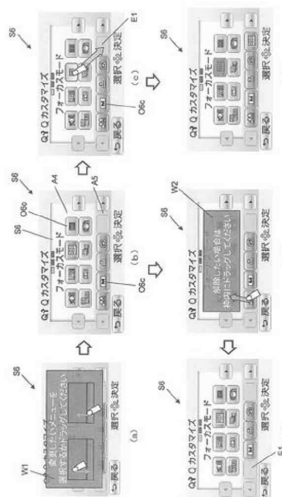
(54) 【発明の名称】 電子機器

(57) 【要約】

【課題】 複数の設定項目の中から1又は複数のカスタマイズ項目を選択するユーザフレンドリーな操作を可能にする。

【解決手段】 電子機器は、表示部と、操作部とを備える。表示部は、カスタマイズ画面を表示する。カスタマイズ画面は、設定項目エリアと、カスタマイズ項目エリアとを表示する。設定項目エリアには、複数の設定項目にそれぞれ対応する複数のオブジェクトを配置可能である。カスタマイズ項目エリアには、複数の設定項目の中からユーザが選択した1又は複数のカスタマイズ項目にそれぞれ対応する1又は複数のオブジェクトを配置可能である。操作部は、表示部にカスタマイズ画面が表示されている時に、カスタマイズ操作をユーザから受け付ける。カスタマイズ操作は、設定項目エリアに配置されているオブジェクトを選択し、カスタマイズ項目エリアへ移動する操作である。

【選択図】 図1 1



1-2-3. 特許による形態の保護

JP 2011-130146 A 2011.6.30

(19) 日本国特許庁(JP) (12) 公開特許公報(A) (11) 特許出願公開番号  
**特開2011-130146**  
 (P2011-130146A)  
 (43) 公開日 平成23年6月30日(2011.6.30)

(51) Int. Cl. F 1 テーマコード (参考)  
**H04N 5/225 (2006.01)** H04N 5/225 B 2H101  
**G03B 17/04 (2006.01)** H04N 5/225 F 5C122  
**H04N 101/00 (2006.01)** G03B 17/04  
 H04N 101:00

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願2009-286118 (P2009-286118)	(71) 出願人	000005821 パナソニック株式会社 大阪府門真市大字門真1006番地
(22) 出願日	平成21年12月17日(2009.12.17)	(74) 代理人	100109667 弁理士 内藤 浩樹
		(74) 代理人	100109151 弁理士 永野 大介
		(74) 代理人	100120156 弁理士 藤井 兼太郎
		(72) 発明者	中村 誠 大阪府門真市大字門真1006番地 パナ ソニック株式会社内
		(72) 発明者	渡辺 弘明 東京都世田谷区三軒茶屋2-37-9 株 式会社ブレイン内

最終頁に続く

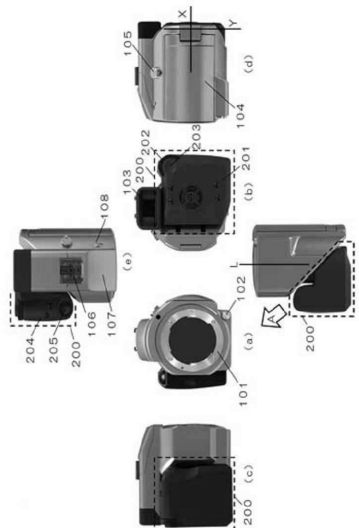
(54) 【発明の名称】 撮像装置

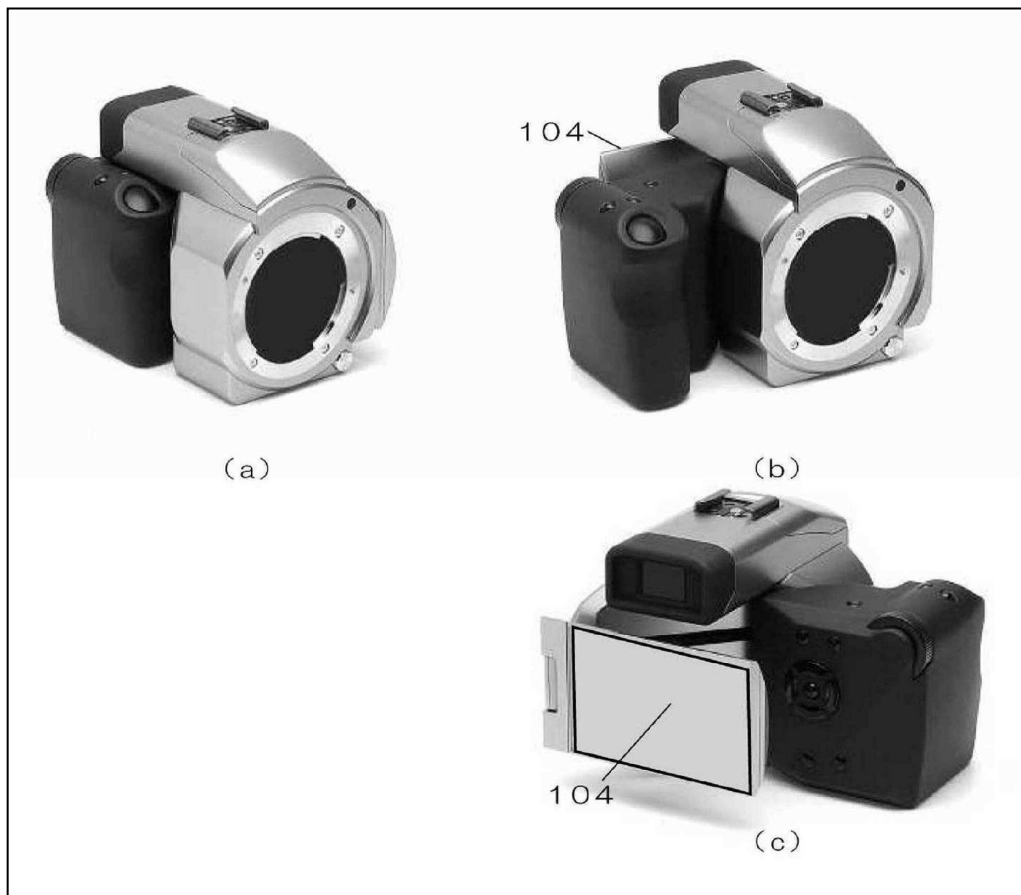
(57) 【要約】

【課題】 非撮影時の状態から撮影時の状態に単一の作業で至ることができ、また、撮影時において、表示面の中心をレンズの光軸近傍に位置させることができる可動式液晶モニターを備えた撮像装置を提供する。

【解決手段】 カメラ本体と、前記カメラ本体の側面と背面の接線近傍に設けられた回転軸Yに軸支され、前記回転軸Yを中心に前記カメラ本体の側面から前記カメラ本体の背面まで移動可能な表示部104と、を備えた、ことを特徴とする。これによって、非撮影時の状態から撮影時の状態に単一の作業で至ることができ、また、撮影時において、可動式液晶モニター104の表示面の中心をレンズの光軸L近傍に位置させることができる。

【選択図】 図1





(19)【発行国】日本国特許庁(JP)  
 (45)【発行日】平成22年11月22日(2010.11.22)  
 (12)【公報種別】意匠公報(S)  
 (11)【登録番号】意匠登録第1401622号(D1401622)  
 (24)【登録日】平成22年10月22日(2010.10.22)  
 (54)【意匠に係る物品】デジタルスチルカメラ  
 (52)【意匠分類】J3-231  
 (51)【国際意匠分類(参考)】16-01  
 【Dターム】J3-231C  
 (21)【出願番号】意願2009-29739(D2009-29739)  
 (22)【出願日】平成21年12月22日(2009.12.22)  
 (72)【創作者】  
 【氏名】中村 誠  
 【住所又は居所】大阪府門真市大字門真1006番地 パナソニック株式会社内  
 (72)【創作者】  
 【氏名】渡辺 弘明  
 【住所又は居所】東京都世田谷区三軒茶屋2丁目37番9号 株式会社ブレーン内  
 (73)【意匠権者】  
 【識別番号】000005821  
 【氏名又は名称】パナソニック株式会社  
 【氏名又は名称原語表記】PANASONIC CORPORATION  
 【住所又は居所】大阪府門真市大字門真1006番地  
 【住所又は居所原語表記】1006, Oaza Kadoma, Kadoma-shi, Osaka 571-8501 JAPAN  
 (74)【代理人】  
 【識別番号】100109667  
 【弁理士】  
 【氏名又は名称】内藤 浩樹  
 (74)【代理人】  
 【識別番号】100109151  
 【弁理士】  
 【氏名又は名称】永野 大介  
 (74)【代理人】  
 【識別番号】100120156  
 【弁理士】  
 【氏名又は名称】藤井 兼太郎  
 【審査官】下村 圭子  
 【図面】  
 【斜視図】



#### 1-2-4. 製品開発と知的財産<sup>7</sup>

---

<sup>7</sup> 財団法人知的財産研究所「企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究報告書」（平成 23 年 2 月）。  
[https://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2010\\_13.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2010_13.pdf)  
特許サマリーは(株)発明通信社による。

■ 「ベガ KDE-HX1」 (ソニー) ①

<製品の特徴> ディスプレイが宙に浮かんでいるようなイメージを持つ「フローティングデザイン」を採用した薄型テレビ。

		開発のきっかけ								
		先行商品	2000年	2001年頃						
事業関係の プロセス	1999年頃	○薄型ディスプレイテレビへの参入が後発であったため、オリエナリテイのある商品を作りだし、他社との差別化を図ることが重要であった。	○デザイン担当となった新津氏が当時意識していたのは、他社との差別化ではなから従来のプラウニング方式との差別化だった。 ○ぼんやりとイメージしたのは、透明感、浮遊感と軽い感じの商品像だった。	○最初に発売したブラズマディスプレイは、そのイメージをフロアースタンドで提案し、開発、発売した。透明ガラスでできたスタンドにブラズマディスプレイを引っ掛けると、まるで映像が宙に浮いたように見え、透明感、浮遊感を実現していた。	○新津氏は、ガラスのスタンドを用いなくても、本体だけで透明感、浮遊感のイメージを実現したいと考えた。 ○ブラズマディスプレイのガラスには、前面ガラスが必ずあるので、これを利用してできなかと考えた。	○従来のテレビは、テレビ台等の上に設置するため、画面の周縁(枠)ができるだけコンパクトになるようにデザインしていたが、米国では、薄型テレビは壁掛けされていることを知り、画面の周縁を小さくすることに気が付いた。	○スケッチを始め、3日目ぐらい、ディスプレイ本体をコンパクトにまとめ、今までの常規(制約)を外して描いたスケッチは、今まで見たことのない意匠だった。	○スケッチをスタートから3日目ぐらい、ディスプレイ本体をコンパクトにまとめ、今までの常規(制約)を外して描いたスケッチは、今まで見たことのない意匠だった。	○スケッチを設計者に見せたら実現可能性あり、とのこと。モックを作り、設計の裏付けを採った上で、事業部に提案。商品化に向けてスタートすること。	○スケッチを設計者に見せたら実現可能性あり、とのこと。モックを作り、設計の裏付けを採った上で、事業部に提案。商品化に向けてスタートすること。
	2000年	○最初に発売したブラズマディスプレイは、そのイメージをフロアースタンドで提案し、開発、発売した。透明ガラスでできたスタンドにブラズマディスプレイを引っ掛けると、まるで映像が宙に浮いたように見え、透明感、浮遊感を実現していた。	○最初に発売したブラズマディスプレイは、そのイメージをフロアースタンドで提案し、開発、発売した。透明ガラスでできたスタンドにブラズマディスプレイを引っ掛けると、まるで映像が宙に浮いたように見え、透明感、浮遊感を実現していた。	○新津氏は、ガラスのスタンドを用いなくても、本体だけで透明感、浮遊感のイメージを実現したいと考えた。 ○ブラズマディスプレイのガラスには、前面ガラスが必ずあるので、これを利用してできなかと考えた。	○スケッチを始め、3日目ぐらい、ディスプレイ本体をコンパクトにまとめ、今までの常規(制約)を外して描いたスケッチは、今まで見たことのない意匠だった。	○スケッチを設計者に見せたら実現可能性あり、とのこと。モックを作り、設計の裏付けを採った上で、事業部に提案。商品化に向けてスタートすること。				
事業と知的財産を結ぶ動き										
知的財産関係のプロセス										

■「ベガ KDE-HX1」 (ソニー) ②

<製品の特徴> ディスプレイが宙に浮かんでいるようなイメージを持つ「フローティングデザイン」を採用した薄型テレビ。

	開発	販売開始	シリーズ展開		
事業関係のプロセス	<p>○デザインを實現するために、設計部門はかなりの苦勞したようだが、新津氏のもとへデザイン修正の要望はほとんどこなかった。設計部門も新津氏のデザインにほれ込んでおり、何とか実現したいという思いがあった。</p>	<p>○新津氏は、透明のエリアをより持たせる意図から、透明部分に宙に浮かぶ光のアイデアを盛り込んだ。</p>	<p>○このアイデアは、本デザイン開発開始の1年ほど前から、新津氏が、一点の光を宙に浮いたように見せられないかと考え、実験の結果、透明材とLEDを使い、光の屈折効果を利用して比較的簡単に実現可能であることを発見していたもの。</p>	<p>○新津氏は、さらに、透明のエリアに、電源を入れると光って消えるソニーロゴの工夫を盛り込んだ。映画館では画面以外の余計なものはないという発想から、視聴するときはロゴが消え、しかも電源 ON 時にはロゴを主張できるというもの。</p>	<p>2002年8月</p> <p>○「ベガ」の1シリーズとして「ベガ KDE-HX1」発売。</p>
事業と知的財産を結び動き	<p>○知財部門では、開発部門から発明報告を受けた後、先行技術調査を行い、特許性を判断し、出願手続きを行った。開発デザインについても同様に扱った。</p> <p>○意匠については、権利範囲は広がらないが、模倣品対策として、全体意匠を出願した。出願時期は、デザインが確定した段階で行った。</p>		<p>○「フローティングデザイン」は、その後フラッグシップモデルへの採用を続けた。</p>	<p>2004年11月</p> <p>○広色域LEDバックライト搭載の液晶テレビ「QUALIA 005」発売。</p>	<p>2006年9月</p> <p>○「ブラビア」シリーズのフラッグシップモデルとして「ブラビア XZ500」発売。</p>
知的財産関係のプロセス	<p>■特許出願 (特許 4001173号) (LED 反射光を透明部に浮遊させ、透明インジケータの発明)</p> <p>■特許出願 (特許 3786063号) (透明ブラケットと前面パネルの保持構造に関する発明)</p> <p>■特許出願 (特許 3603885号) (特許出願 (特許 3674708号) (電気信号路に関する発明))</p>	<p>■特許出願 (特許 3603885号) (特許出願 (特許 3674708号) (電気信号路に関する発明))</p>	<p>■特許出願 (特許 3603885号) (特許出願 (特許 3674708号) (電気信号路に関する発明))</p>	<p>■特許出願 (特許 3603885号) (特許出願 (特許 3674708号) (電気信号路に関する発明))</p>	<p>2002年7月</p> <p>2002年8月</p> <p>2002年8月</p> <p>2002年8月</p> <p>2004年7月</p> <p>2005年7月</p> <p>2005年11月</p>

特許サマリー

特許4001173

(2/全12頁)

請求項の数 9 審査請求日18年(2006)4月27日.(24)登録日 19年(2007)8月24日.(45)発行日 19年(2007)10月31日

(51) Int. Cl.	F I	(21) 特願平	18-123808
<b>G 09 F 13/18 (2006.01)</b>	G09F 13/18 N	(62) 特願	2002-221126 の分割
		出願平	14年(2002)7月30日
		(65) 特開	2006-201815
		(43) 平成	18年(2006)8月3日

(73) 特許権者	ソニー株式会社 (東京)	前置審査	
(74) 代理人	弁理士 角田 芳末	(56) 参考文献	特開平09-203811 (JP, A)
(74) 代理人	弁理士 伊藤 仁恭		特開平07-201215 (JP, A)
(72) 発明者	新津 琢也		特開2001-075514 (JP, A)
(72) 発明者	高橋 等		実公平02-003572 (JP, Y2)
(72) 発明者	坂田 竜也		実開昭56-55880 (JP, U)
審査官	櫻井 茂樹		実開平5-78075 (JP, U)

『続きあり』

【発明の名称】 画像表示装置

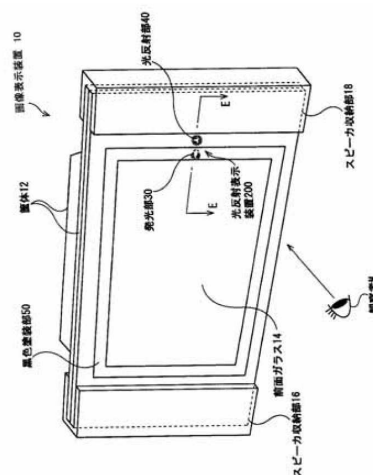
【産業上の利用分野】

本発明は、発光部から発光する光を、透光性部材の側面から入力してその光を光反射部により透光性部材の外部に表示することができる画像表示装置に関するものである。

【目的または効果】

本発明は上記課題を解消し、発光部を直接設けることができない透光性部材において、発光部の光が透光性部材においてあたかも光っているように、光を反射させて透光性部材の外部に表示することができる画像表示装置を提供することを目的としている。

【図1】



【特許請求の範囲】

【請求項1】

装置の前面に、画像を表示する矩形形状の画像表示部と、前記画像表示部を臨ませ前記画像表示部の周囲を枠状に覆う覆い部材と、内側部分が前記覆い部材に覆われ、前記覆い部材の外側部分が前記装置の後方が透視可能な後方透視可能部分とされた透明樹脂板とを有する画像表示装置において、

前記透明樹脂板の後方透視可能部分の背面の所定位置に設けられた所定の大きさの単一の凹形状からなる光反射部であって、所定の色の光を略前方に向けて反射し前記画像表示装置の所定の機能の所定の状態を表示する光反射部と、

前記透明樹脂板の内側部分の側面より入射し前記透明樹脂板内を前記光反射部に向けて進む前記所定の色の光を発光する発光部であって、前方から見えないうに前記覆い部材で覆われた発光部とを備えることを特徴とする画像表示装置。

【請求項2】

前記発光部を保持し、該発光部から発光された光が前

記光反射部に向けて進むための指向性を発揮させるための光指向性発揮部材を備えることを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置。

【請求項3】

前記発光部は、発光ダイオードであることを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置。

【請求項4】

前記凹形状の光反射部には、前記発光部から発光され前記透明樹脂板内を前記光反射部に向けて進んできた所定の色の光を分散する梨地仕上げされた光拡散部が形成されていることを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置。

【請求項5】

前記凹形状の光反射部は、半球状の面を有することを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置。

【請求項6】

前記凹形状の光反射部は、斜面を有することを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置。

【請求項7】

前記凹形状の光反射部は、円筒面の一部を有すること



# ■「メタルファイト バイブレード」 (タカラトミー) ①

<製品の特徴> パーツを組み換え改造できる現代版ペーゴマ。2000年代初頭に大流行した「爆転シュート ベイブレード」の2代目。

開発のきっかけ		開発				先行体験会
事業関係のプロセス	2006年夏	2007年8月	2008年1月	2008年5月	2008年6月	
<p>○初代バイブレードが2005年に販売を終えた後も新たなバイブレードの企画は、チーム内で常に検討されてきた。</p> <p>○初代を知っている子供達には新鮮味がないため、初代を知らない子供たちが対象年齢(小学校中学年程度)となる時期を狙った。</p>	<p>○プラスチック製の初代に対し、本物志向が強い今の子供に向けて2代目はリアリティを追求し金属製にすることに。</p> <p>○初代では「改造できるペーゴマ」というコンセプトが、子供達にヒットした要因であり、このコンセプトは踏襲した。</p>	<p>○デザインの構想が固まり、初代は上部の凝ったデザインに比べ「横から見るとただの板」だったが、2代目は「星座をモチーフに上からでも横から見ても立体的に見えるデザイン」を追求することに。</p>	<p>○金型でつくった最初の金属製の試作品は、ぶつかった瞬間に折れる、割れる、飛んでいく、この上なく危険なものだった。</p> <p>○2008年3月に予定していた発売を延期。</p>	<p>○2つ目の金型ができる。開発担当者、試作品を真っ黒に塗り、激しく当たって色がはげた部分をやりくりで削りパテでくぼみを埋めるという作業を繰り返した。約2週間でベイブレードは1万回以上。</p>	<p>○開発担当者が「これなら」という形を金型の設計を直してくれるプログラマーに伝えた。プログラマーも難しい注文によく応えた。デザインや機能、安全性をぎりぎりまで追い求めた渾身の形が実現。</p>	
<p>事業と知的財産を結び動き</p>	<p>○初代では意匠出願をあまり積極的に行っておらず、模倣品対策に苦勞したため、2代目では、国内は基本的にすべて(マイナーチェンジ品を含む)のデザインについて意匠出願し、海外でも主要なデザインについて出願した。</p>					
<p>知的財産関係のプロセス</p>	<p>■特許出願(特開2009-247707) (コマ玩具遊戯装置)</p> <p>2008年4月</p>	<p>■商標出願(登録5236396号) 「メタルファイト バイブレード」</p> <p>2008年4月</p>	<p>■意匠出願(登録1345502号~登録1345508号。登録1345510号。登録1345511号。)</p> <p>2008年4月</p>	<p>意匠出願(登録1360316号。登録1360320号~登録1360322号。登録1374799号。)</p> <p>2008年10月</p>	<p>意匠出願(登録1374814号。登録1374831号~登録1374833号。登録1374844号。)</p> <p>2009年1~6月</p>	

## ■「メタルファイト バイブレード」(タカラトミー) ②

<製品の特徴> パーツを組み換え改造できる現代版ベーターゴマ。2000年代初頭に大流行した「爆転シュート ベイブレード」の2代目。

販売開始		メディアミックス、		販促活動		マイナーチェンジ、海外展開	
<p>2008年8月～</p> <p>○「メタルファイト バイブレード」発売。</p> 	<p>○企画当初からメディアミックスマスを行うことを狙った。</p> <p>○2008年10月号より月間コロコロコミックにて「メタルファイト」の連載開始。</p>	<p>○漫画を原作とするアニメが2009年4月～2010年3月放送され、新シリーズが2010年4月から放送中。</p>	<p>○店舗にイベントスペースを設置したことで、知らない子供同士で対戦を楽しめる工夫を行った。</p>	<p>○ベイブレード専用ゲーム機「ベイト1号」を全国約100か所に設置。</p> 	<p>2010年6月頃</p> <p>○発売以後も、約1年毎に、マイナーチェンジを行い、よりかっこよいく感じるとインにした。</p> <p>○モデル間で互換性を持たせており、異なる世代のパーツを組み合わせても可能。</p>	<p>○海外展開を本格的に開始。2010年中に20以上の国・地域で販売予定であることを発表。2010年9月時点で10か国・地域に商品投入した。</p>	
<p>事業と知的財産を結び動き</p>	<p>○2代目の模倣品は、国内ではほとんど確認されおらず、海外でも初代に比べ少なくなっている。</p>	<p>○模倣品に対しては、権利行使を行う場合もあり、中国では行政摘発を実行(2010年度は5件)。</p>	<p>○模倣品には、コマだけでなく、シューター(コマを回す装置)もセットになっているものも多く、コマのデザインが非類似であっても、シューターはデッドコピーである場合が多いため、シューターの意匠権で保護できる場合が多い。</p>				
<p>知的財産関係のプロセス</p>	<p>意匠出願(登録) 1386048号。登録 1386052号。登録 1386053号。登録 1388509号。登録 1389541号。登録 1391414号。</p>	<p>意匠出願(登録) 1386082号～登録 1386085号。登録 1386103号。登録 1388597号。登録 1389547号。</p> <p>商標出願(登録) 5330824号</p> 	<p>意匠出願(登録) 1400917号。登録 1400918号。登録 1400930号。</p>				
	2009年7月	2009年9～11月	2009年11月	2010年1～3月			

特許サマリー

特許4543100

(2/全 10頁)

請求項の数 6 審査請求日20年(2008) 6月 6日、(24)登録日 22年(2010) 7月 2日、(45)発行日 22年(2010) 9月15日

(51) Int. Cl.	F I	(21) 特願平	20-100783
A 63 F 9/16 (2006.01)	A63F 9/16	(22) 出願平	20年(2008) 4月 8日
A 63 H 1/00 (2006.01)	A63H 1/00	(65) 特開	2009-247707
		(43) 平成	21年(2009) 10月29日

(73)特許権者 株式会社タカラトミー (東京)  
 (74)代理人 弁理士 瀬川 幹夫  
 (72)発明者 北村 晃男  
 (72)発明者 氏田 治久  
 (72)発明者 小林 信夫  
 (72)発明者 藤巻 博昭  
 審査官 古川 直樹

(56)参考文献 実公第030460(大正15年)(JP,Y1T)  
 登録実用新案第3082469(JP,U)  
 特開平09-038337(JP,A)  
 (58)調査した分野(Int. cl., DB名)  
 A 6 3 F 9 / 0 0 - 9 / 2 0  
 A 6 3 F 9 / 2 6 - 1 1 / 0 0  
 A 6 3 H 1 / 0 0 - 3 7 / 0 0

【発明の名称】 コマ玩具遊戯装置

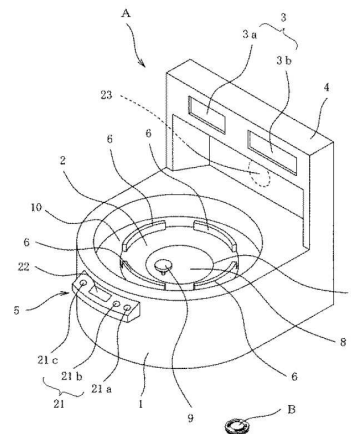
【産業上の利用分野】

本発明は、コマ玩具遊戯装置、詳しくは1人でコマ玩具を回してコマ回しゲームができるコマ玩具遊戯装置に関するものである。

【目的または効果】

本発明が解決しようとする問題点は、上述のコマ玩具遊戯装置は、プレイヤーの意思が反映され、エキサイティングなゲームができるようになっているが、あくまで対戦相手のプレイヤーが必要になり、1人ではコマ回しの遊びはできない点であった。本発明は、上記問題点を解決し、対戦相手のプレイヤーがいなくても自分1人で実際のコマ玩具を回してコマ回しゲームができる新しい発想のコマ玩具遊戯装置を提供することを課題とする。

【図1】



【特許請求の範囲】

【請求項1】

1人でコマ回しゲームができる、以下の要件を備えることを特徴とするコマ玩具遊戯装置。

(イ) 装置本体には、コマ玩具を回して遊ぶ遊戯ステージが設けられ、該遊戯ステージには可動ステージを配置し、該可動ステージ上にはコマ玩具を模した擬似コマを配置したこと

(ロ) 上記装置本体には、上記可動ステージを駆動する第1の駆動装置と、上記擬似コマを駆動する第2の駆動装置とを配置するとともに、上記第1の駆動装置及び第2の駆動装置を制御する制御部を配置したこと

(ハ) 上記制御部は上記第2の駆動装置によって上記擬似コマを一方又は双方に回転制御すること

【請求項2】

以下の要件を備えることを特徴とする、請求項1記載のコマ玩具遊戯装置。

(イ) 前記可動ステージは円形に形成され、前記第1の駆動装置は前記制御部の制御によって前記可動ステージを回転駆動すること

(ロ) 前記擬似コマは、上記可動ステージ上の外周寄りに配置され、該擬似コマは可動ステージの回転に伴って自転しながら公転すること

【請求項3】

以下の要件を備えることを特徴とする、請求項1又は2記載のコマ玩具遊戯装置。

(イ) 前記装置本体にはゲームポイントを表示する表示部を設けたこと

(ロ) 前記擬似コマには前記コマ玩具が当たったことを感知するセンサが設けられ、該センサが擬似コマにコマ玩具が当たったことを感知すると、上記表示部に表示されたゲームポイントを操作する制御部を設けたこと

【請求項4】

以下の要件を備えることを特徴とする、請求項3記載のコマ玩具遊戯装置。

(イ) 前記遊戯ステージの外側にはフェンスが所定間隔をおいて複数配置されていること

(ロ) 上記フェンスには前記コマ玩具が当たったことを感知するセンサを設け、該センサがフェンスにコマ玩具が当たったことを感知すると、前記制御部はコマ玩具がフェ

# ■「トップ NANOX」 (ライオン) ①

<製品の特徴> ナノレベルの汚れ成分まで落とす驚きのナノ洗浄。超コンパクト液体洗剤。

開発のきっかけ		ユーザーニーズ調査		容器デザイン		ボトル	
<b>事業関係のプロセス</b> 2005年 ○開発は研究先行でスタート ○2001年より濃縮液体組成の検討を開始し、2005年に「高洗浄力」「超濃縮」液体洗剤の開発に本格着手。界面活性剤「メチルエステルエトキシレート(MEE)」を活用した開発を推進。	2007年ごろ～ ○商品企画部門において、洗濯に對してこだわりを持つ主婦らを集めてグループインタビューを定期的に開催。	○研究開発部門では、消費者がどのような汚れを落としたいのかなど様々な観点で独自調査。モニターから洗濯し衣服を提供してもらい調べた結果、MEEであれば十分に洗浄力を発揮できることが分かった。	○主婦モニタに自宅の洗濯機置き場をカメラで撮影してもらった。収集した数十枚の写真からは、当時主流だった1リットルサイズのボトルがどうしてもかさばってしまふこと。	○「画期的な新商品は画期的なデザインでなければならぬ」のが定石だが、「面白くないよう、ギリギリのところまで歩先を行く画期的なデザインを狙う。	○ボトルは当初、キューブフォームではないものも検討されたが、12倍濃縮=コンパクト」として表現するため、キューブフォームを採用。	○ボトルは手の小さな女性でも持ちやすいように約400名の社員の手の大きさを測定し、成人日本人の手の大きさを分布に当てはめ、設計開発。様々な寸法の形状をCADで作成し、NC木型用いた持ちやすさ評価を行った。	○ボトルの稜線をアーチ状にカットし、女性の手にフィットしやすい形状に。アーチカットのボトルの片側2隅にのみつけることでユニバーサルデザイン性を付与し、持つだけで注ぎ方向が判るようになり、小さくても潰れないように強度を工夫した。
<b>事業と知的財産を結び動かす</b>				○大型新商品であることから、デザインが固まる前の早い段階で出願を行った。	○2007年頃、ボトルのキューブフォームに由来した商標調査を行った。		
<b>知的財産関係のプロセス</b>	■商標出願(登録第4521775号) 「トップ」 セッケン類、歯磨き等			■意匠出願(登録1351109号)	■意匠出願(登録1358950号) ボトルについて、技術での差別化には限界があることからデザインでの差別化を狙う。		2007年10月 2008年4月

## ■「トップ NANOX」(ライオン) ②

<製品の特徴> ナノレベルの汚れ成分まで落とす驚きのナノ洗浄。超コンパクト液体洗剤。

	計量キャップ	ノズル	容器完成	パッケージ	販売開始	シリーズ展開	
<b>事業関係のプロセス</b>	<p>○計量キャップに洗剤の計量するモリを印字するために、日用品分野で初のレーザー方式を採用し、目盛りを見やすくした。また、屈折した角度でレーザーを照射し、目盛りを打つことにも成功。</p>	<p>○注ぎやすい二重構造の新形状ノズルを採用。つかめかえしやすい広口設計に。</p>	<p>○ポトルは150以上、ノズルキャップは60以上の設計案を作成し、デザイナー担当者が最終案を絞り込んだ。完成までに2年半の開発期間がかかった。</p>	<p>○パッケージデザインには水流を表現した球体を採用し、洗剤としてのカテゴリア感を担保しつつ、「次世代の洗浄力」に対する期待感を湧き起こすものに。</p>	<p>2010年1月 ○「NANOX」発売。洗濯用洗剤の新カテゴリ・超コンパクト液体洗剤市場に参入。</p>	<p>2010年10月 ○超コンパクト液体洗剤の第2弾「香りつつくトップ」を発売。</p>	
<b>事業と知的財産を結び動き</b>	<p>○レーザー印字技術は自社単独技術ではないことから出願せず。</p>	<p>○大型新商品であることから、特許権と意匠権の双方での保護を狙った。</p>			<p>○長年築き上げてきた「トップ」ブランドを利用して販売することに決定。</p>	<p>○研究段階で出していたデザインの内、他社の実施の可能性もある形状についても関連意匠出願。</p>	
<b>知的財産関係のプロセス</b>	<p>■実案出願(登録3141949号) (嵌合部の内側に位置する計量部にレーザー光によって文字・図形を設けた計量キャップ員)</p>	<p>■特許出願(特開2009-298436号。特開2010-36929号。特開2010-70203号。)</p> <p>■意匠出願(登録1367082号) ■実案出願(登録3152639号) (計量と払出し量の差を少なくした液体計量キャップ)</p>	<p>■意匠出願(登録1375955号) ■特許出願(特開2010-269828号)(ポトル)</p>	<p>■商標出願(登録5301512号) 「NANOX」 「ナノックス」</p>	<p>■商標出願(登録1387035号。)</p> <p>■商標出願(登録1387037号。登録1387038号。登録1391077号。)</p>	<p>2008年3月</p>	<p>2009年10月</p>
	2009年1、5月	2008年6月～2009年4月	2009年4、5月	2009年5月	2009年9月	2009年10月	

特許サマリー

特許5312851

(2/全 11頁)

請求項の数 3 審査請求日22年(2010)12月22日、(24)登録日 25年(2013)7月12日、(45)発行日 25年(2013)10月9日

(51) Int. Cl.	F I	(21) 特願平	20-154146
B 65 D 47/06 (2006.01)	B65D 47/06 H	(22) 出願平	20年(2008)6月12日
B 65 D 41/26 (2006.01)	41/26	(65) 特開	2009-298436
		(43) 平成	21年(2009)12月24日

(73) 特許権者	ライオン株式会社 (東京)	(56) 参考文献	特開平11-059717 (JP, A)
(74) 代理人	弁理士 藤本 英介		特開平08-133325 (JP, A)
(74) 代理人	弁理士 神田 正義		特開2000-302155 (JP, A)
(74) 代理人	弁理士 宮尾 明茂		特開2000-025821 (JP, A)
(72) 発明者	山本 昌彦		特許第3479261 (JP, B2)
審査官	長谷川 一郎		実開平05-040162 (JP, U)
		(58) 調査した分野	(Int. cl., DB名)

『続きあり』

【発明の名称】 液体注出容器

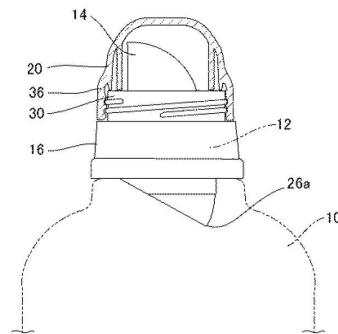
【産業上の利用分野】

本発明は、内容液を注出するノズルを有したノズルキャップを容器に装着し、そのノズルキャップに着脱自在に装着するオーバキャップを有する液体注出容器に関する。

【目的または効果】

本発明は、斯かる実情に鑑み、ノズル部材の脇からの液だれを防止し、かつ、流出量の調整が自在にしつつ詰め替え作業性にも優れた液体注出容器を提供しようとするものである。

【図1】



【特許請求の範囲】

【請求項1】

内容液を収容する容器本体と、前記容器本体の口部に装着されて前記内容液を中空部から注出する概略筒状のノズルを有したノズル部材と、前記ノズルから注出される内容液を一時貯留する貯留筒部を有しかつ前記ノズル部材に着脱自在に装着されるキャップとを備えた液体注出容器であって、

前記ノズル部材が、ノズルの基部から軸方向先方に向けて立ち上がり、ノズルの先端の注ぎ口から側面のスリットに亘って中空部が開放するノズルと、該ノズルの基部の外方向を環状に取り囲んで形成された外側環状傾斜底部と、前記ノズルの基部の内方向を塞ぐように形成された内側傾斜底部と、前記外側環状傾斜底部を経て前記ノズルとの間にキャップの貯留筒部が挿入可能な空間を隔てて先方に向けて立ち上がる筒状壁部とを有し、

前記ノズルは、その先端に開口した注ぎ口の周縁部において、ノズル軸心を挟んでスリット形成側よりもその反対側が先方に位置するように形成されると共に、前記内側傾斜底部および前記外側環状傾斜底部がノズル

の軸心を挟んで前記の注ぎ口周縁部の先端側よりもスリット形成側が後方に位置するように傾斜して平坦に形成され、

前記内側傾斜底部には、前記ノズルの軸心を挟んで反スリット形成側から前記内側傾斜底部の最後端部に至る開口部を形成し、

前記内側傾斜底部から、前記ノズル軸心を挟んで反スリット形成側のノズル内壁面に亘って該開口部縁の前記最後端部以外の箇所である開口部縁を挟んで垂直方向に立ち上がらせた、液流幅を制御するための一対のガイド壁を設け、

前記ノズル側面のスリットが前記ノズルの基部まで形成され、前記基部のスリット内に前記内側傾斜底部の最後端部が位置するように形成され、前記一対のガイド壁が前記スリット形成側に向けて開放しており、

前記キャップの貯留筒部の外壁にその外壁を椀状に覆い、前記ノズル部材の筒状壁部に着脱自在に装着するための第1の椀状装着部を形成し、

前記ノズル部材の筒状壁部の外壁面にその外壁面を椀状に覆い前記容器本体口部に装着するための第2の椀

■ 「金のつぶ あらっ便利！」 (ミツカン) ①

＜製品の特徴＞ たれを移して混ぜるだけで食べられる便利な納豆。

	開発開始前の状況	開発のきっかけ	開発当初の容器	プロジェクト	タレ開発	「一体型」容器
事業関係の プロセス	1997年 ○一般消費者向けの納豆市場に参入することを決意。	2000年 ○納豆の市場は成熟市場であったため、新規参入するには、他社に無い、新しい価値を提供する必要があった。 ○特徴ある全く新しい納豆菌を複数発見し、その菌を使った「金のつぶ」におわなつとう」や特定保健用食品「ほね元気」が大ヒット。	○経営TOPから「納豆という商品の基軸を変えたい」との指示。 ○消費者が納豆に對し抱くストレスを解消すべく取り組みをはじめた。 ○製品コンセプトは「もっと身近な納豆」。	○「お客様相談センター」には、タレやからしの小袋やフィルムの取扱いや等について、多数の課題が寄せられていた。これらの課題を技術的に解決すべく、挑戦がはじまった。	○おまじははタレの小袋を無くそうと考案、納豆とタレを一緒に収める「一体型」を検討。	○はじめは、とろみタレを収める溝を容器の底部に形成したものを試作。 ○溝の形状について、滴巻状などについて、容器を試作した。(試作数は後述のセパレート型を含め 100 以上。)
事業と知的財産を結び 動き				2006年12月 ○経営TOPからの指示で「納豆革新プロジェクト」が発、マーケティング、製造などのエキスパートの総勢数十名により横断的な組織が結成された。		○新容器のアイデアが出た段階で先行調査依頼。
知的財産関係の プロセス						○他社権利調査に関しては、特許、意匠ともに、容器についてかなり詳しく調査した。

## ■「金のつぶ あらっ便利！」 (ミツカン) ②

＜製品の特徴＞ たれを移して混ぜるだけで食べられる便利な納豆。

	「セパレート型」容器	フィルム省略化	市場調査	販売開始	2代目容器	3代目容器	
事業関係のプロセス	<p>○「一体型」では納豆菌の発酵等において不具合があり、検討の方向を「セパレート型」に切り替えられた。</p>	<p>○「セパレート型」容器に対応するため、液状のたれをゼリー状にした「とろろみたれ」を開発。混ぜやすさと飲みやすさの両立のため100種類以上のレシピを試した後に完成した。</p> <p>○とろろみたれの収容部の形状については、三角形と四角形で意見が分かれた。</p>	<p>○「セパレート型」容器の形状が最終決定。</p> <p>○試作品を社外の約100名の経験者実際に食べてもらい、生の意見も聞いた。</p> <p>○「あらっ便利」のデザインは外部デザイナーに依頼。</p>	<p>2008年7月</p> <p>○「あらっ便利」発売。</p> <p>○環境面のメリット(タレやからしめを無くしたことから、ゴミや002削減。)を中心にCMやHPP等でPR。</p>	<p>2008年9月</p> <p>○「あらっ便利」の形状が最終決定。</p> <p>○試作品を社外の約100名の経験者実際に食べてもらい、生の意見も聞いた。</p> <p>○「あらっ便利」のデザインは外部デザイナーに依頼。</p>	<p>2009年3月</p> <p>○容器をリニューアル。</p> <p>○シン目により蓋を開けやすくなり、タレを混ぜやすくなるように、納豆収容部の形状にさらに丸みを持たせた。</p>	<p>2010年10月</p> <p>○容器をさらにリニューアル。</p> <p>○ハシで納豆をよりスムーズにかき混ぜることができるよう、納豆収容部の形状にさらに丸みを持たせた。</p>
知的財産関係のプロセス	<p>○先行調査依頼。</p>	<p>※この他、製法等の関連特許も出願</p>	<p>○新容器の意匠権取得について知財部に依頼。</p>	<p>○新容器の意匠権取得について知財部に依頼。</p>	<p>○新容器の意匠権取得について知財部に依頼。</p>	<p>○新容器の意匠権取得について知財部に依頼。</p>	
知的財産関係のプロセス	<p>○新容器について、権利取得可能性や他者権利抵触可能性を調査。</p>	<p>■特許出願(登録4289568号) (調味料収納部の調味料を容易に納豆収納部側に移動し、容易に分散する点について)</p>	<p>○新容器の意匠権取得について知財部に依頼。</p>	<p>○「あらっ便利！」の商標権取得について知財部に依頼。</p>	<p>○新容器の意匠権取得について知財部に依頼。</p>	<p>■意匠出願(登録1371529号。登録1371530号。)</p>	
		2008年6月	2008年7月	2008年8月	2009年2月		



特許サマリー

特許4289568

(2/全 16頁)

請求項の数 7 審査請求日20年(2008) 9月 8日.(24)登録日 21年(2009) 4月10日.(45)発行日 21年(2009) 7月 1日

(51)Int. Cl. F I (21)特願平 20-216236  
 A 23 L 1/20 (2006.01) A23L 1/20 109 Z (22)出願平 20年(2008) 8月26日

優(31)特願2008-148662  
 先(32)平20(2008) 6月 5日  
 権(33)(JP)日本国

(73)特許権者 株式会社ミツカン (愛知) 早期審査対象出願  
 (73)特許権者 株式会社ミツカングル (愛知) (56)参考文献 特開2005-269909 (JP, A)  
 ープ本社 特開2006-238765 (JP, A)  
 (73)特許権者 伊那食品工業株式会社 (長野) (58)調査した分野(Int. cl., DB名)  
 (74)代理人 弁理士 渥美 久彦 A 23 L 1 / 2 0 - 1 / 2 0 1 , 1 / 2 1 1  
 (72)発明者 市瀬 秀之 G - S e a r c h  
 審査官 長谷川 茜 食品関連文献情報(食ネット)

『続きあり』

【発明の名称】 容器入り納豆及びその製造方法

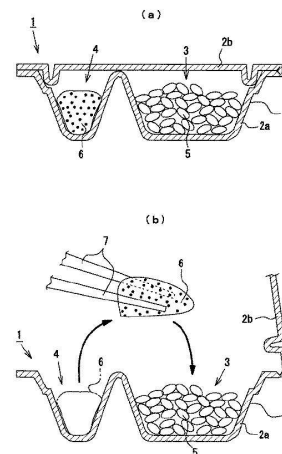
【産業上の利用分野】

本発明は、納豆と個包装されない調味料とを納豆容器内に別々に収納してなる容器入り納豆、及びその製造方法に関するものである。

【目的または効果】

本発明は上記の課題に鑑みてなされたものであり、その目的は、調味料収納部に充填された個包装していない調味料が流通過程で漏れ出さず、また、当該調味料を容易に納豆収納部側に移動させることができ、しかも当該調味料を納豆中に均一分散させることができる容器入り納豆及びその製造方法を提供することにある。

【図1】



【特許請求の範囲】

【請求項1】

納豆収納部及び調味料収納部を有する容器本体と前記容器本体を塞ぐ蓋体とからなる納豆容器内に、納豆及び調味料を収納してなる容器入り納豆において、  
 キサンタンガムと、ローカストビーンガム及びタラガムのうちの少なくともいずれかと含有し下記の測定方法によって測定したゲル強度が0.05N以上0.3N以下であるため喫食時に箸で摘み上げることのできるゲル状調味料を、個包装をせずに前記納豆容器の前記調味料収納部内に収納してなることを特徴とする容器入り納豆。

ゲル強度の測定方法：前記ゲル状調味料を試験用サンプルに用いてそれを径4.0mm、厚さ1.5mmのシャーレの窪みへすりきりに入れてゲルを固化させた後、ゲル強度測定機器であるクリープメーターのパラメータとして、プランジャの圧入速度を1mm/s、サンプル厚さを1.0mm、プランジャ形状を径8mmの丸型、ロードセルの規格を2Nに設定し、ゲル破断時の荷重を5箇所測定した値のうち最大値及び最小値を1つずつ除いた

3値の平均値を求め、これをゲル強度とする

【請求項2】

前記調味料に含有されるキサンタンガム、ローカストビーンガム及びタラガムの含有量が下記(A)及び(B)を満たすことを特徴とする請求項1に記載の容器入り納豆。

(A)キサンタンガム含有量： 0.1質量%以上0.52質量%以下

(B)ローカストビーンガム含有量+タラガム含有量×2/3： 0.015質量%以上0.08質量%以下

【請求項3】

前記調味料のゲル強度が0.09N以上0.24N以下であることを特徴とする請求項1または2に記載の容器入り納豆。

【請求項4】

前記納豆容器が発泡樹脂製の合成シートにより一体成型された容器本体と蓋体とからなることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の容器入り納豆。

【請求項5】

## 9. 類否判断(1)

### 9-1. 衣装ケース事件(東京高判平 7・4・13 判時 1536・103)

#### ①事案の概要

不正競争行為差止等請求、意匠権侵害行為差止等請求控訴事件

上告審(棄却)：最判平成 8 年 9 月 26 日平成 7 年(オ)第 1565 号 [衣装ケース事件]

控訴審(取消、認容)：東京高判平成 7 年 4 月 13 日判時 1536 号 103 頁

[衣装ケース事件]

第一審(棄却)：新潟地判平成 6 年 8 月 9 日判時 1536 号 108 頁 [衣装ケース事件]

#### ②注目すべき争点(控訴審)

「二 本件意匠とイ号ないしへ号意匠との対比及び類否判断」

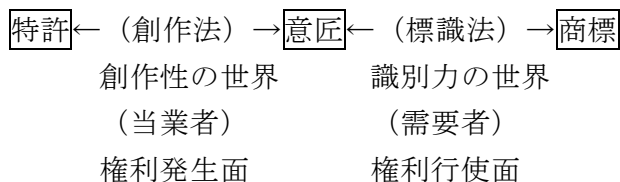
#### ③関連する論点

##### (a)意匠法 24 条 2 項

最判昭和 49 年 3 月 19 日民集 28 卷 2 号 [可撓性伸縮ホース事件]

##### (b)混同説・創作説・修正混同説

同じく混同説に立ちながらも第一審棄却、控訴審認容



##### (c)混同説

東京高判昭和 52 年 4 月 14 日判タ 364 号 281 頁 [スプレーガン事件]

名古屋高判平成 3 年 7 月 10 日判時 1408 号 113 頁 [フェンス事件]

東京地判平成 9 年 1 月 24 日知財集 29 卷 1 号 1 頁 [自走式クレーン事件]

授業メモ

## 9-2. 自走式クレーン事件(東京高判平 10・6・18 知財集 30・2・342)

### ①事案の概要

意匠権侵害差止等請求控訴、同附帯控訴事件

控訴審(一部変更、棄却)：東京高判平成 10 年 6 月 18 日知財集 30 卷 2 号 342 頁  
〔自走式クレーン事件〕

第一審(一部認容、一部棄却)：東京地判平成 9 年 1 月 24 日知財集 29 卷 1 号 1 頁  
〔自走式クレーン事件〕

### ②注目すべき争点(控訴審)

「四 本件意匠の要部」

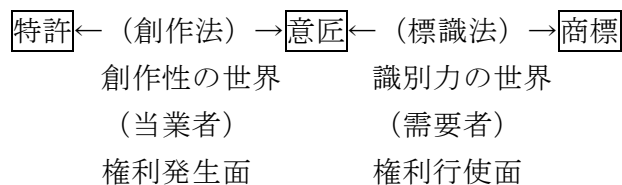
### ③関連する論点

#### (a)意匠法 24 条 2 項

最判昭和 49 年 3 月 19 日民集 28 卷 2 号〔可撓性伸縮ホース事件〕

#### (b)混同説・創作説・修正混同説

混同説に立つ第一審と修正混同説に立つ控訴審



#### (c)修正混同説

大阪地判平成 6 年 7 月 19 日平成 5 年(ワ)第 8250 号〔脱臭剤容器事件〕

大阪地判平成 13 年 2 月 20 日平成 11 年(ワ)第 11203 号〔乗用自動車事件〕

授業メモ

## 10. 類否判断(2)

### 10-1. 薬品保管庫事件(大阪高決昭 56・9・28 無体集 13・2・630)

#### ①事案の概要

仮処分申請却下決定に対する抗告事件

控訴審(棄却)：大阪高判昭和 56 年 9 月 28 日無体集 13 卷 2 号 630 頁  
〔薬品保管庫事件〕

第一審(却下)：大阪地決昭和 55 年 9 月 19 日無体集 12 卷 2 号 514 頁  
〔医薬品保管庫事件〕

#### ②注目すべき争点(控訴審)

「二 当裁判所の判断」

#### ③関連する論点

##### (a)物品の類否判断

用途・機能・市場

##### (b)裁判例

東京高判昭和 48 年 3 月 6 日判タ 306 号 258 頁〔卵容器事件〕

「卵容器」と「電球容器」は同一物品（用途○・機能○）

東京高判昭和 58 年 9 月 13 日判工 2561 の 36 頁〔道路用ブロック事件〕

「道路用ブロック」と「タイル」は類似物品（用途○・機能？）

大阪地判平成 15 年 4 月 15 日平成 14 年(ワ)第 457 号〔荷崩れ防止ベルト事件〕

「荷崩れ防止ベルト」と「布製ベルト」は類似物品（用途×・機能○）

知財高判平成 18 年 7 月 18 日平成 18 年(行ケ)第 10004 号〔スポーツ用シャツ事件〕

「スポーツ用シャツ」と「セーター」は類似物品（用途○・機能？）

東京地判平成 19 年 4 月 18 日平成 18 年(ワ)第 19650 号〔増幅器付スピーカー事件〕

「増幅器付スピーカー」と「増幅器」は類似物品（用途？・機能○）

知財高判平成 17 年 10 月 31 日平成 17 年(ネ)第 10079 号〔カラビナ事件〕

「登山用具」と「キーホルダー」は非類似物品

一般需要者が混同するか否か。

授業メモ

10-2. 化粧用パフ事件（大阪地判平 17・12・15 判時 1936・155）

①事案の概要

実用新案権侵害差止等請求控訴事件

控訴審(棄却)：大阪高判平成 18 年 5 月 31 日平成 18 年(ネ)第 184 号〔化粧用パフ事件〕

第一審(一部認容、一部棄却)：大阪地判平成 17 年 12 月 15 日判時 1936 号 155 頁  
〔化粧用パフ事件〕

②注目すべき争点(第一審)

「1 争点（1）（物品の類否）について」

「4 争点 4（損害額）」

③関連する論点

(a)物品の類否判断

本来的用途・機能

混同を生じさせるおそれ

(b)部分意匠における形態の類否

要部説・独立説

知財高判平成 19 年 1 月 31 日平成 18 年(行ケ)第 10318 号〔プーリー事件〕

(c)意匠法 39 条（損害額の推定等）における登録意匠の寄与度

東京高判平成 6 年 7 月 19 日知財集 26 卷 2 号 520 頁

〔ヘア・カーラー用クリップ事件〕



授業メモ

## 11. 類否判断(3)

### 11-1. スニーカー事件(知財高判平 20・5・28 平 19(行ケ)10402)

#### ①事案の概要

審決取消請求事件

第一審(認容)：知財高判平成 20 年 5 月 28 日平成 19 年(行ケ)第 10402 号

〔スニーカー事件〕

審判(不成立)：無効 2006-88017 号

#### ②注目すべき争点(第一審)

「1 取消事由 1 (本件意匠と引用意匠 1 の類似性判断の誤り) について」

#### ③関連する論点

(a)部分意匠と部分意匠との類否判断(意匠審査基準 71.9.1)

(b)「当該意匠の態様が、その製造販売者を表示するいわばロゴマークに相当するものとして、需要者に広く知られるに至ったような場合」

(c)意匠の類否判断の手法 (意匠審査基準 22.1.3.1.2)

「(4) 形態の共通点及び差異点の個別評価」

「(ii) 先行意匠群との対比に基づく評価」

授業メモ

11-2. コンパクト事件(知財高判平 17・4・13 平 17(行ケ)10227 百選 53)

①事案の概要

審決取消請求事件

第一審(棄却)：知財高判平成 17 年 4 月 13 日平成 17 年(行ケ)第 10227 号

審判(不成立)：不服 2003－5705 号

②注目すべき争点(第一審)

「2 部分意匠における類否判断の誤りについて」

「3 関連意匠における類否判断の誤りについて」

③関連する論点

(a)部分意匠の類否判断

実線部分における「破線部分起因差異点」と「実線部分固有差異点」  
物品の形状と離れた平面における模様

(b)関連意匠の類否判断

デザイン・コンセプトの共通性  
関連意匠として出願された当該意匠の具体的な構成態様

(c)部分意匠の意匠権の効力の範囲

要部説（通説）と独立説

(d)意匠における物品と形態

一体説（通説）と可分説

授業メモ

## 12. 意匠の範囲・意匠の利用

### 12-1. 車輪用ナット事件(東京地判昭 52・2・16 判タ 360・261)

#### ①事案の概要

意匠権侵害排除請求事件

第一審(棄却)：東京地判昭和 52 年 2 月 16 日判タ 360 号 261 頁〔車輪用ナット事件〕

#### ②注目すべき争点(第一審)

「二 そこで、本件登録意匠とイ号物品の意匠の類否につき判断する。」

#### ③関連する論点

##### (a)登録意匠の範囲

##### (b)物品の理解

東京高判昭和 56 年 6 月 17 日無体集 13 卷 1 号 483 頁〔椅子事件〕

東京高判昭和 56 年 10 月 20 日無体集 13 卷 2 号 767 頁〔罐の提げ手事件〕

##### (c)記載の省略

図面・意匠の説明

##### (d)本件意匠の要部

ねじ溝・右側面

##### (e)意匠制度における訂正審判の不存在

##### (f)中間加工品・半製品

授業メモ

## 12-2. 豆乳ろ過装置事件(名古屋高判昭 60・4・24 無体集 17・1・183)

### ①事案の概要

意匠権侵害行為差止等請求控訴事件

上告審(棄却): 最判昭和 61 年 11 月 21 日判例工業所有権法 825 頁〔豆乳ろ過装置事件〕

控訴審(棄却): 名古屋高判昭和 60 年 4 月 24 日無体集 17 卷 1 号 183 頁

〔豆乳ろ過装置事件〕

第一審(棄却): 名古屋地判昭和 59 年 3 月 26 日無体集 16 卷 1 号 199 頁

〔豆乳ろ過装置事件〕

### ②注目すべき争点(第一審)

「2 次に原告は、イ号装置のうち一次濾過筒装置部分は本件登録意匠に係る物品『豆乳仕上機』に相当する物品であり、その用途および機能も豆腐造製工程において独立したものを有しており、イ号装置は一次濾過筒装置部分と二次濾過筒装置部分に截然と区別しうるから、イ号意匠は本件登録意匠を利用したものである旨主張し、成立に争いのない甲五号証(鑑定書)中にもそれにそう記載がある。」

### ③関連する論点

#### (a)利用関係

大阪地判昭和 46 年 12 月 22 日無体裁集 3 卷 2 号 414 頁〔学習机事件〕

大阪高判平成 10 年 9 月 25 日平成 9 年(ネ)第 606 号・第 646 号〔鋸の背金事件〕

神戸地判平成 9 年 9 月 24 日平成 7 年(ワ)第 1847 号〔細幅レース地事件〕

#### (b)独立取引性

東京地判平成 16 年 10 月 29 日判時 1902 号 135 頁〔ラップフィルム摘み具事件〕

東京高判平成 15 年 6 月 30 日平成 15 年(ネ)第 1119 号〔減速機事件〕

大阪地判平成 20 年 9 月 11 日平成 19 年(ワ)第 1411 号〔超音波スピンドル事件〕



授業メモ

## 13. 先使用权・独占的通常実施権

### 13-1. 汗取バンド事件(東京地判平 3・3・11 判例工業所有権法 6558)

#### ①事案の概要

意匠権侵害差止請求事件

第一審(棄却)：東京地判平成 3 年 3 月 11 日判例工業所有権法 6558 頁

〔汗取バンド事件〕

#### ②注目すべき争点(第一審)

「一 仮に被告製品が本件意匠権の意匠に係る物品である汗取バンドであつて、被告製品の意匠が本件意匠に類似するものであるとしても、次のとおり、被告岩澤産業は、本件意匠を知らないで、自ら被告製品の意匠の創作をし、又は被告製品の意匠の創作をした者から知得して、本件意匠の意匠登録出願の際現に日本国内において被告製品の意匠の実施である事業又はその事業の準備をしていたものであるから、本件意匠権について通常実施権を有するものというべきである。」

#### ③関連する論点

##### (a)事業の準備

最判昭和 61 年 10 月 3 日民集 40 卷 6 号 1068 頁〔ウオーキングビーム事件〕

大阪地判昭和 58 年 10 月 28 日判タ 514 号 308 頁〔取り付け用通風器事件〕

##### (b)先使用权の範囲

最判昭和 61 年 10 月 3 日民集 40 卷 6 号 1068 頁〔ウオーキングビーム事件〕

大阪地判平成 12 年 9 月 12 日判時 1748 号 164 頁〔包装用かご事件〕

##### (c)先使用权の援用

最判昭和 44 年 10 月 17 日民集 23 卷 10 号 1777 頁〔地球儀型ラジオ事件〕

千葉地判平成 4 年 12 月 14 日知的裁集 24 卷 3 号 894 頁

〔建築用板材の連結具事件〕

##### (d)先使用の時期

「もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際」

季節商品等

授業メモ

## 13-2. ヘアーブラシ事件(大阪高判昭 61・6・20 無体集 18・2・210)

### ①事案の概要

損害賠償等請求控訴事件

控訴審(一部変更、一部棄却)：大阪高判昭和 61 年 6 月 20 日無体集 18 卷 2 号 210 頁  
〔ヘアーブラシ事件〕

第一審(一部認容)：大阪地判昭和 59 年 12 月 20 日判時 1138 号 137 頁  
〔ヘアーブラシ事件〕

### ②注目すべき争点(第一審)

「第二意匠権関係」

「二」「3 そこで完全独占的通常実施権（予備的に債権者代位権）に基づく差止・損害賠償請求の可否について判断する。」

### ③関連する論点

#### (a)独占的通常実施権者の地位

差止請求不可、損害賠償請求可

例外：独占的通常実施権者に債権者代位による差止請求を認容

東京地判昭和 40 年 8 月 31 日判タ 185 号 209 頁〔工作機械の工具支持器事件〕(特)

東京都判平成 14 年 10 月 3 日平成 12 年(ワ)第 17298 号〔蕎麦麵の製造方法事件〕(特)

#### (b)侵害排除義務が存する場合の債権者代位(民法 423 条)による差止請求の可能性

#### (c)推定規定の適用

損害の額の推定等

○大阪高判昭和 55 年 1 月 30 日無体集 12 卷 1 号 33 頁〔植毛器事件〕(実)

×東京高判昭和 56 年 3 月 4 日無体集 13 卷 1 号 271 頁〔擬餌事件〕(意)

○大阪地判平成 3 年 12 月 25 日判例工業所有権法 8353 の 18 頁

〔SACHICO CLUB 事件〕(商)

○大阪高判平成 4 年 12 月 4 日知的裁集 24 卷 3 号 881 頁〔二軸強制混合機事件〕(特)

○東京地判平成 10 年 5 月 29 日判時 1663 号 129 頁〔O 脚歩行矯正具事件〕(実)

×東京地判平成 15 年 6 月 27 日判時 1840 号 92 頁〔花粉のど飴事件〕(商)

過失の推定

×大阪高判昭和 57 年 9 月 16 日無体集 14 卷 3 号 571 頁〔鋸用背金事件〕(意)

○東京地判平成 10 年 5 月 29 日判時 1663 号 129 頁〔O 脚歩行矯正具事件〕(実)

○大阪高判平成 12 年 12 月 1 日判タ 1072 号 234 頁〔薬剤分包用紙の芯管〕(実)

#### (d)認定された損害額の妥当性

授業メモ

## 14. 意匠権の侵害

### 14-1. たまごっち事件(東京地判平 10・2・25 判タ 973・238)

#### ①事案の概要

不正競争行為差止等請求事件

第一審(一部認容)：東京地判平成 10 年 2 月 25 日判タ 973 号 238 頁〔たまごっち事件〕

#### ②注目すべき争点(第一審)

「第二請求原因 2 (意匠権に基づく請求) について」

#### ③関連する論点

##### (a)請求原因

イ号商品：不正競争防止法 2 条 1 項 1 号・3 号(差止請求・損害賠償請求)

ロ号商品・ハ号商品：意匠権侵害(差止請求のみ)

##### (b)ハ号商品の類似性

##### (c)意匠早期審査・早期審理制度

特許庁「意匠早期審査・早期審理制度」。

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/souki/isyousoukisinri.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/isyousoukisinri.htm)

授業メモ

14-2. クッキングテーブル事件(大阪地判平 9・12・25 判決速報 273・13)

①事案の概要

意匠権侵害差止等請求事件

第一審(一部認容、一部棄却)：大阪地判平成 9 年 12 月 25 日平成 7 年(ワ)第 7482 号  
〔クッキングテーブル事件〕

②注目すべき争点(第一審)

「一 争点 1 (被告意匠は、本件登録意匠に類似するものであるか) について」

③その他の論点

(a)需要者

ホテル、ホテルの客、ホテルの購買担当者、ホテルの調理人  
大阪高判平成 18 年 8 月 30 日判時 1965 号 147 頁〔手さげかご事件〕  
知財高判平成 21 年 1 月 27 日平成 20 年(行ケ)第 10332 号〔基礎杭事件〕

(b)物品の目的、使用態様、機能及び種類等

東京高判昭和 53 年 8 月 30 日無体集 10 卷 2 号 436 頁〔リーマ事件〕

(c)被告意匠の認定

イ号～ヌ号図面には背面図がない。

(d)謝罪広告



授業メモ

## 15. 間接侵害・損害賠償

### 15-1. 足場板用枠事件(東京地判平 9・12・12 判時 1641・115)

#### ①事案の概要

意匠権侵害差止等請求控訴事件

控訴審(棄却): 東京高判平成 10 年 6 月 24 日平成 9 年(ネ)第 5947 号〔足場板用枠事件〕

第一審(棄却): 東京地判平成 9 年 12 月 12 日判時 1641 号 115 頁〔足場板用枠事件〕

#### ②注目すべき争点(第一審)

「六 間接侵害について」

#### ③関連する論点

(a)社会通念上経済的、商業的ないしは実用的であると認められる用途

東京地判昭和 56 年 2 月 25 日無体集 13 卷 1 号 139 頁〔交換レンズ事件〕(特)

(b)手摺柱

ポール(A 意匠) 短棒ラージテッスル(B 意匠) 長棒ラージテッスル(C 意匠)

(c)横手摺

(d)補強杆

授業メモ

## 15-2. ヘア・カーラー用クリップ事件(東京高判平 6・7・19 知財集 26・2・520)

### ①事案の概要

意匠権侵害差止等請求控訴事件

控訴審(変更)：東京高判平成 6 年 7 月 19 日知財集 26 卷 2 号 520 頁

〔ヘア・カーラー用クリップ事件〕

第一審(棄却)：東京地判平成 4 年 6 月 15 日昭和 63 年(ワ)第 2874 号

〔ヘア・カーラー用クリップ事件〕

### ②注目すべき争点(控訴審)

「五 被控訴人には本件意匠権に対する前記侵害行為について過失があったものと推定されるところ、この推定を覆すに足りる主張、立証はないから、被控訴人は、控訴人に対し、右侵害行為により控訴人が被った損害を賠償すべき義務がある。」

### ③関連する論点

#### (a)被告利益に対する侵害品の寄与度

原価・使用・美感

大阪高判平成 18 年 5 月 31 日平成 18 年(ネ)第 184 号〔化粧用パフ事件〕

数値化は困難だが、当該意匠の売上への寄与度(顧客吸引力)を考慮すべきか。

#### (b)セットの利益率 2.4%は本当か。

セットにおけるクリップの原価率 1.8%

#### (c)現行商品( <http://www.vinar.jp/> )

ビナール モイスチャーカーラー

13,300 円(税別)

モイスチャーカーラー4 本+ビナールクリップセット

800 円~1,200 円(税別)

#### (d)損害の額

(セットに含まれるクリップ数×原告の利益率)ではどうか。

#### (e)裁判例

東京地判平成 24 年 6 月 29 日判時 2193 号 91 頁〔エーシーアダプタ事件〕

大阪地判平成 24 年 3 月 15 日平成 22 年(ワ)第 805 号〔タイルカーペット事件〕

大阪地判平成 23 年 9 月 15 日平成 22 年(ワ)第 9966 号〔マニキュア用やすり事件〕

大阪地判平成 22 年 8 月 26 日平成 20 年(ワ)第 8761 号〔測量地点明示プレート事件〕

授業メモ